

広島県告示第八百二十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、令和六年十一月一日から、救急医療機関として認定した。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名	称	所	在	地
広島心臓血管病院		広島市安佐南区西原七丁目八番三八号		

二 救急医療機関として認定された医療機関

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
広島心臓血管病院		広島市安佐南区西原五丁目五番一〇号			令和九年一〇月三十一日	新規